

日本頭頸部癌学会 会誌投稿規定

1. 投稿論文は、頭頸部腫瘍に関する原著、症例報告、総説とし、他誌(電子媒体を含む)に掲載された事がなく、また他誌に投稿中あるいは投稿予定のない邦文あるいは英文の論文に限る。
2. 投稿論文の著者は共著者も含め、本学会の会員とする。
3. 投稿論文は、下記の要領にならない原稿作成のこと(A4判使用)。

A. 論文原稿

3部作成(内2部はコピーでもよいが、写真のコピーは不可)。

- B. 和文と英文のタイトル・著者名・所属及び英文抄録(タイプ用紙に300ワード以内、ダブルスペース)と同一内容の和文抄録(論文要旨400字以内)を提出すること。

C. キーワード

5語以内(英文ならびに和文抄録の後にそれぞれ明記して下さい)。

以上の原稿各3部を、原稿を作成したパーソナルコンピュータの機種とソフト名(Version含む)を明記した電子媒体(CD-ROM)を添付し、下記の送付先へ郵送(書留便)または直接持参すること。

- a) 原稿の文章はMicrosoft Wordを使用し、1行20行字または40字×20行で作成し、必ずページ数を入れること。外国人名や和訳しにくい用語のほかは日本語とすること。
- b) 図表は原則としてMicrosoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPointを使用して作成するか、JPEG形式、PDF形式とする。なお図表をこれら以外のソフトで作成する場合、電子媒体として添付する時はJPEG形式かPDF形式で保存すること。
- c) 引用文献は特別な場合を除き20編以内とし、本文中に引用順に番号を付記し、原稿の末尾に一括して記載する。雑誌の場合は、著者名：標題名、雑誌名 巻、号：頁-頁、発行年度(西暦)とし、単行本の場合は著者名：標題、書籍名(版)、編集者名、発行社名、発行地、発行年度(西暦)、初めの頁-終わりの頁を記すこと(例参照)。なお、著者名は3名までを記載し、それ以上の場合は「他」、「et al」を用いて省略する。欧文誌の略称はIndex-Medicusに準じる。

引用文献の書き方

<原著の場合>

例1. 倉富勇一郎, 瓜生英興, 中島寅彦他: 組織学的評価に重点をおいた頭頸部癌のチーム医療 頭頸部癌 30(3): 395-400, 2004

例2. Katori H., Tsukuda M., Mochimatu I., et al: Phase I trial of concurrent chemoradiotherapy

with docetaxel, cisplatin and 5-fluorouracil (TPF) in patients with locally advanced squamous cell carcinoma of the head and neck (SCCHN). Br. J. Cancer 90: 348-352, 2004

<単行本の場合>

例1. 吉原俊雄: 多形腺腫摘出術 イラスト手術手技のコツ, 飯沼寿孝, 木田亮紀, 小林俊光, 久育男, 森山 寛編, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科, 東京医学社, 東京, 2005, pp219-221.

例2. Horsman M.R., Overgaard J.: The oxygen effect and tumour microenvironment, Steel G.G., editor. (複数の場合はeds.) Basic clinical radiology, Arnold, London, 2002, pp158-168.

- c) 図表は完全版下を貼付する(コピーは不可)。なお、不完全原稿でトレース、組版が必要な場合は、著者が費用を負担する。図、表、写真は別紙とし本文中にそれらの挿入場所を欄外に示すこと。
- d) 原稿の第一頁に題名、著者名、所属および別刷請求先を付記し、著者名には平仮名で振り仮名をつける。本文の第一頁を1ページとし、本文の全てにページ番号を記すこと。
- e) 別刷を希望するものは、原稿の第一頁目に所要部数を朱書する。
- D. 個人が識別され得る症例の提示に際しては、執筆内容に関して、著者が患者のプライバシー保護の観点から十分な注意を払い、且つ責任を負うものとする。(追記) 次ページに詳細を掲載。
- E. 投稿論文は、その内容の倫理性に十分な配慮がされたものであることとする。人体についてはヘルシンキ宣言を遵守するとともに、内容に応じてインフォームド・コンセントを明記する。実験動物については、動物の保護および管理に関する規定を満たすこと。当該研究が各施設内の倫理委員会の承認のもとに行われたことを明記する。

- F. 著者は投稿時に学会誌での利益相反自己申告書(学会ホームページ <http://www.jshnc.umin.ne.jp/coi.html> を参照)にて利益相反状態を明らかにする。

4. 著者校正は初校・再校の2回とする。原稿および図表などを大幅に校正時に変更することは認められない。
5. 掲載費用

- A. 原稿は一題ごとに刷り上がりが5頁以内を標準とする。(本文5頁は400字詰原稿用紙20枚に当たる。図、表、写真等は1枚につき400字として計算する)。印刷制作費は5頁までを学会が負担するが、超過分は著者負担とする。なおカラー図(写真を含む)の印刷費は著者負担とする。

- B. 別刷は30部を単位とし、30部まで無料それ以上は著者の実費負担とする。
- C. 急載の場合は印刷費の全額と急載料（印刷費の20%）を著者負担とする。
- D. 印刷制作費は5頁までを学会が負担するが、超過分は著者負担とする。
なおカラー図（写真を含む）の印刷費は著者負担とする。
6. ・会誌1号は、学術講演会における発表の推薦原稿を主とし、これに一般投稿原稿を加える。
・会誌2号は、学術講演会抄録号とする。
・会誌3号は、学術講演会の特別企画および教育セミナーからの投稿原稿を主とし、これに一般投稿原稿を加える。
・会誌4号は、学術講演会における発表の推薦原稿を主とし、これに一般投稿原稿を加える。
7. 原稿掲載の可否は編集委員会によって決定する。査読は編集委員会が依頼した査読者によって行われる。
8. 著作権について：本誌に掲載された論文の著作権は日本頭頸部癌学会に帰属し、その全部または一部を無断で他誌へ掲載してはならない。また、本誌への投稿に

際し、既発表の図（写真を含む）、表、その他を引用転載する場合は、必ず出典を明示すること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は、著者がその責を負うものとする。

9. 二次出版について：外国雑誌への二次出版、あるいは外国雑誌からの二次出版については、International Committee of Medical Journal Editorsの規定（<http://www.icmje.org/>）に則り、日本頭頸部癌学会はこれを認める。ただし双方の雑誌の編集委員会から承認を得、二次出版論文のタイトルページの脚注には、一次出版論文の掲載雑誌名、巻、号、頁、発行年、表題、およびその論文の二次出版であることを明記すること。
10. 問い合わせおよび原稿送付先：
〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11
一ツ橋印刷（株）学会事務センター内
日本頭頸部癌学会編集委員会
TEL 03-5620-1953 FAX 03-5620-1960

付記：この投稿規定は平成25年10月4日より実施する。

「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における 患者プライバシー保護に関する指針」

医療を実施するに際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は外科関連学会協議会において採択された、症例報告を含む医学論文・学会研究会における学術発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人の特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載することを可とする（神奈川県、横浜市など）。
- 3) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、倫理委員会の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）（平成13年3月29日、平成16年12月28日全部改正、平成17年6月29日一部改正、平成20年12月1日一部改正、平成25年2月8日一部改正）による規定を遵守する。

外科関連学会協議会：「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」

平成16年4月6日（平成21年12月2日一部改正）より